

# 供給条件にかかる文書(myでんき版)

## 1. 事業者について

### 1) 小売電気事業者

JXTGエネルギー株式会社(登録番号 A-0050)

Tel:0120-505-607

JXTGエネルギー myでんきお客さまセンター

営業時間:9時~17時20分(月~土) ※年末年始及び祝日を除く

### 2) お取扱店

上記小売電気事業者とお客さまとの電気需給契約の締結を媒介する場合には、以下の方法によりお取扱店情報をお伝えいたします。

(ア) ウェブサイトを通じてお申込みのお客さま:お申込み確認画面をご参照ください。

(イ) その他のお客さま:別紙をご参照ください。

## 2. 契約内容について ※ENEOSでんきは対象外です。

### 1) お申込み方法

当社の指定するウェブサイトまたはお申込書に必要事項を記入の上、当社またはお取扱店までご提出ください。

### 2) 供給開始予定

当社が別途ご通知する日(ただし、一般送配電事業者の切り替え業務の進捗に応じ、供給開始が遅れる可能性があります。)

### 3) 契約プラン

#### 【東京電力エリア】

契約電力等、供給電圧(周波数はいずれも50ヘルツ)

(ア) 従量電灯 A または B (標準プラン、まとめてプラン、たっぷりプラン)

:5アンペア以上、60アンペア以下(100ボルト・200ボルト)

※ただし、まとめてプランおよびたっぷりプランは30アンペア以上60アンペア以下のみ契約可能とする

(イ) 従量電灯 C (標準プラン、まとめてプラン、たっぷりプラン)

:6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満(100ボルト・200ボルト)

(ウ) 低圧電力(動力プラン):50キロワット未満(100ボルト・200ボルト)

#### 【中部電力エリア】

契約電力等、供給電圧(周波数はいずれも60ヘルツ)

(ア) 従量電灯 A または B (標準プラン)

:5アンペア以上、60アンペア以下(100ボルト・200ボルト)

(イ) 従量電灯 C (標準プラン)

:6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満(100ボルト・200ボルト)

(ウ) 低圧電力(動力プラン):50キロワット未満(100ボルト・200ボルト)

#### 【関西電力エリア】

契約電力等、供給電圧(周波数はいずれも60ヘルツ)

(ア) 従量電灯 A (標準プラン)

:最大需要容量6キロボルトアンペア未満(100ボルト・200ボルト)

(イ) 従量電灯 B (標準プラン)

:6キロボルトアンペア以上、50キロボルトアンペア未満(100ボルト・200ボルト)

(ウ) 低圧電力(動力プラン):50キロワット未満(100ボルト・200ボルト)

#### 4) 電気料金、支払方法

電気料金は、**基本料金\*+電力量料金+燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金(いずれも税込)**とします。

(燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は電気需給約款myでんき版に従い算定された額を申し受けます。)

支払方法は、**原則として口座振替およびクレジットカード払い**とし、当社が所定のウェブサイトへの掲載により請求を行った月の27日(請求が各月の20日以降に行われる場合には翌月の27日)までにお支払いいただきます。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者に対するお客さまの責任としてご負担いただく費用等は、その都度所定の方法によりお支払いいただきます。

\*関西電力エリアの標準プラン(従量電灯 A)については、基本料金の設定はございません。

#### 5) 電気料金の算定期間等

原則として、算定期間は**前月の検針/計量日から当月の検針/計量日の前日まで**とします。

なお、契約の開始・変更・終了の際には、日割計算を行います。

計量は一般送配電事業者の設置する計量器により行い、計量器の故障等により計量値が正しく得られない場合には、協議により決定した値とします。

#### 6) 契約期間

契約成立時より**1年間**とし、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は**自動更新**されます。

### 3. 一般送配電事業者に対するお客さまの責任

#### 1) お客さまのご負担

供給開始に伴う工事費等または契約変更や設備の位置変更などお客さま都合に伴う工事費等について、当社が**一般送配電事業者から負担を求められた場合**にはお客さまにその費用を負担していただくことがあります。

#### 2) お客さまのご協力

一般送配電事業者の託送供給等約款などに基づきご協力をいただくことがあります。具体的には、電気の供給に伴う設備の施設場所の無償でのご提供、電気工作物等に支障がありまたは支障が生ずるおそれがある場合等のご連絡、必要がある場合の**立入業務**などにご協力をいただくことがあります。

### 4. 契約の変更および解除等

#### 1) お客さまからの契約の変更等

(ア) 連絡先:

JXTGエネルギー株式会社

Tel:0120-505-607

JXTGエネルギー myでんきお客さまセンター

営業時間:9時~17時20分(月~土) ※年末年始及び祝日を除く

(イ) お手続き:

以下の期限までに上記連絡先またはウェブサイトを通じてお申し出ください。

解約:原則として**解約の15日前まで**

**なお、途中解約による違約金等は原則ございません。**

変更:原則として**変更の3か月前まで(ただし、過去に契約内容の変更を行ったお客さまは、過去の契約内容の変更日から1年間が経過した日以降を変更希望日とする場合に限り、お申し出いただけます。なお、変**

更のお申し出については、お受けできるか当社から別途ご連絡いたします。)

## 2) 当社からの契約の変更等

当社が解約または解除をする場合には、**解約日または解除日の15日前まで**にご連絡いたします。

なお、当社が解除をすることができるのは、お客さまが電気需給契約に基づく債務を履行されなかった場合、お客さまが電気料金を支払期日を20日経過してなお支払われない場合などのときです。

## 5. その他特記事項

### 1) 電気需給約款の適用および変更

**電気需給約款**は、電気需給契約における電気料金その他の供給条件を定めたものとして、**電気需給契約の内容といたします**。供給条件については、本文書のほか、電気需給約款の内容をご確認下さい。

また、当社が必要と判断した場合には、当社は**電気需給約款を変更することがあります**。この場合には、変更後の電気需給約款が電気需給契約の内容となります。

なお、当社は電気需給約款を変更する際には、所定のウェブサイト等を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。**電気料金単価の変更を伴う際には**、お客さまは電気需給約款に定める手続きに従い、**電気需給契約を解約することができます**。

### 2) 訪問販売等におけるクーリング・オフ

訪問販売・電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等の改正により、電気需給契約がクーリング・オフの対象となりますので、同法令に基づきクーリング・オフを行うことができます。

### 3) 債権譲渡の承諾

お取扱店を通じて電気料金等をお支払いいただくお客さまについては、当社は電気料金債権等を第三者に譲渡する場合があります。当該債権譲渡について、お客さまは電気需給契約の申込みをもってあらかじめ同意したものとし、当社は個別の通知または譲渡承諾の請求を省略することがあります。なお、債権譲渡が行われる場合には、支払方法等が変更されることがあります。

### 4) 個人情報の第三者提供の承諾

お客さまは、当社が代理請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号等の情報(代理請求事業者がお客さまへ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が代理請求事業者へ提供する場合があることに上記申込みをもってあらかじめ同意したものとします。

お客さまは、当社が代理請求事業者へ譲渡した債権に係る情報(お客さまから代理請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を代理請求事業者が当社に提供する場合があることに上記申込みをもってあらかじめ同意したものとします。

### 5) セット販売について

お取扱店がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、お取扱店のサービスはお取扱店が行います。セット割引、キャンペーン割引、キャッシュバック等のサービスをお取扱店が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなくお取扱店の責任で行いますので、その内容・手続等については、お取扱店にお問合せの上、ご確認ください。

なお、当社は、お取扱店のサービスの提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を受けることをやめたことを理由として、電気料金の改定その他の不利益な取り扱いをすることはございません。